

開発行為等に係る手続きについて

読谷村内で開発行為等をする場合、関係各課での手続きが必要な場合があります。開発行為等の着手前に手続きが必要か確認してください。

関係課（電話番号）	窓口	主な手続きの内容	該当確認	
都市計画課 (982-9220)	都市計画係	2階4番	<ul style="list-style-type: none"> ・読谷村土地開発行為の適正化に関する条例に関する調整 （1）500平方メートル以上3,000平方メートル未満の一団の土地の開発行為 （2）500平方メートル未満の一団の土地において、土砂等の採取が500平方メートルを超え、又は周囲隣接地との1の箇所において高低差が1メートル以上生じる開発行為 （3）一団の土地において鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に規定する鉱物で石灰石、その他規則で定める地表鉱物の掘採（採掘を含む。以下同じ。）、又は当該掘採に係る開発行為 	<input type="checkbox"/> 有
		2階4番	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例に関する届出等 読谷村景観計画において、届出対象行為に該当する場合は、読谷村景観計画区域内行為届出書の提出が必要になります。 	<input type="checkbox"/> 有
		2階4番	<ul style="list-style-type: none"> ・景観地区に関する調整 座喜味城跡周辺景観地区、ヤチムンの里景観地区に該当する場合は事前協議が必要になります。 	<input type="checkbox"/> 有
		2階4番	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画の区域内における行為の届出 大湾東地区、波平平原原地区において建築を行う場合は、届出が必要になります。 	<input type="checkbox"/> 有
土木建築課 (982-9217)	道路管理係	2階5番	<ul style="list-style-type: none"> ・村道の名称、幅員等に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
		2階5番	<ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可等に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
		2階5番	<ul style="list-style-type: none"> ・道路工事施工承認等に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
		2階5番	<ul style="list-style-type: none"> ・里道、水路等の調整に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
農地活用推進課 (982-9215)	農政係	2階3番	<ul style="list-style-type: none"> ・読谷村農業振興地域整備計画に関する事 開発区域が読谷村農業振興地域整備計画において農用地域に指定されている場合、事前に許可を得る必要があります。 	<input type="checkbox"/> 有
	農村整備係	2階3番	<ul style="list-style-type: none"> ・農道、水路等の調整に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
農業委員会 (982-9222)		2階1番	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用に関する事 開発区域に登記簿又は現況で農地（田、畑）が含まれている場合、農地転用の手続きが必要になります。 	<input type="checkbox"/> 有
生活環境課 (982-9214)	環境衛生係	1階2番	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地等の設置に関する事 墓地等を設置する際には、村長の許可が必要になります。 	<input type="checkbox"/> 有
		1階2番	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅等のごみ排出方法に関する事 共同住宅等を建築するときは、建築確認申請前にごみ排出方法について調整する必要があります。 	<input type="checkbox"/> 有
		1階2番	<ul style="list-style-type: none"> ・振動、騒音、悪臭防止に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
		1階2番	<ul style="list-style-type: none"> ・赤土流出防止に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
		1階2番	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物施設の設置の紛争予防に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
上下水道課 (982-9223)	水道施設係	1階11番	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の接続に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
	下水道係	1階11番	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道（汚水）の接続に関する事 	<input type="checkbox"/> 有
文化振興課 (958-3141)	ユンタンザ ミュージアム内	1階11番	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に関する事 各種開発を行う場合、事前に連絡及び調整が必要となります。又、開発行為等で新たに埋蔵文化財を発見した場合、速やかに連絡及び調整が必要となります。 	<input type="checkbox"/> 有
		1階11番	<ul style="list-style-type: none"> ・読谷村座喜味城跡の環境保全に関する条例に関する事 座喜味城跡環境保全区域に該当する場合は、協議が必要になります。 	<input type="checkbox"/> 有

※ 上記以外にも、開発行為の規模・内容によっては調整が必要な項目があります。詳しくは関係各位窓口にて、お問い合わせ下さい。